

社会福祉法人苓北町社会福祉協議会

令和6年度 事業計画

I・基本方針

人は誰もが住み慣れた地域で、安心して幸せに暮らしていくことを望んでいます。

しかし、全国的に進む少子高齢化、単身世帯の増加や核家族化の進展などにより、社会的孤立や生活困窮者に対する支援など福祉ニーズは複雑多様化しています。本町においても少子高齢化の波は、国、県よりも進む中、伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域のつながりが希薄化するなど、地域社会の変容により、地域の福祉課題はより一層複雑化してきています。

また、新型コロナウイルスが5類感染症へ移行されましたが、物価の上昇等で引き続き困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が増加しています。

このような情勢の中、当社会福祉協議会は公共性と自主性を有する民間組織として、各種関係団体と協働連携してその問題解決に取り組み、地域福祉の向上を目指します。人與人、そして社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らすことが出来る「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉事業の推進を図ります。

これらを踏まえ、自主事業や熊本県社会福祉協議会からの委託を受けている「地域福祉権利擁護事業」、「生活困窮者等自立相談支援事業」や「生活福祉資金貸付制度」の相談受付、町から受託している「地域包括支援センター事業」の運営、「子育て支援センター事業」の充実、また、「法人後見事業」への取組や「令和6年能登半島地震」等からも予想される災害時への対策や炊き出し訓練などのボランティア活動支援にも引き続き取り組んでまいります。

具体的には『思いやりの心で、誰もが安心して暮らすことのできる福祉の町づくり』を目指して次の事業を重点に進めてまいります。

II・事業実施計画

1. 会務の運営

(1) 理事会、評議員会の開催

(2) 組織強化と会員増強促進

◎自主財源の確保

①会費（一般会費、特別会費等）

②共同募金分配金

③寄付金

※予算に占める自主財源の割合がきわめて低い状況を改善するため、法人としての自立性と主体性を高めて、受託事業による収入源の確保に努め、今後も安定した公的支援の確立を図る。

(3) 関係機関、諸団体との連絡提携

①行政、老人クラブ、女性の会、福祉施設、民生委員児童委員協議会等、諸団体との連携

(4) 役員及び職員の資質向上促進

①各種研修会及びセミナー等への参加

(5) 諸規程の整備

2. 地域福祉活動事業

(1) 児童福祉事業

①子供会等団体補助

◎子供会育成連絡協議会、町内4地区の子供会、青少年育成町民会議、保育所連絡協議会などへの補助

②小学校新入学児童へ入学記念品(黄色い帽子)の贈呈

(2) 老人福祉事業

①老人クラブ団体補助

◎4地区の老人クラブ連合会、町老人クラブ連合会への補助

②ひとり暮らし老人友愛訪問

◎調査(70歳以上のひとり暮らし)と粗品配布(70歳以上のひとり暮らし老人)を民生委員に願います。年2回実施(8月・12月)

③地域サロン活動

◎高齢者の閉じこもりや認知症予防として、民生委員、ボランティアの協力により、各地区においてのふれあいいきいきサロンや通いの場としてのサロン活動を実施する。(各地区月1~2回程度開催※各サロンの活動保険料を社協で負担)

●各地区で実施しているサロン

坂瀬川地区・・・ひの出会(西川内)・笑おう会(浦区)・あつまろう会(松原区)
よろう会(中区)・青葉サロン(川向区)
鶴サロンよらんかな(鶴区)・木場若返り会(木場区)
浜んこうら(和田区)

志岐地区・・・いきいきサロン麟泉(城下区)・馬場地区サロン(馬場区)
ひまわり会(明神山・馬場・紺屋町区)・ふみ月会(紺屋町区)
年柄年寿会(年柄)・いきいきサロン上津深江(上津深江地区)
サロン健進会(内田区)

富岡地区・・・ちどり会(元袋・尾越・春の迫区)・城内会(一丁目区)
富岡コーラス(富岡地区)・いきいきサロン富岡(富岡地区)
ちゃあのみ会(五丁目区)・八区ふれあいサロン(八区)
なごみ(八区)・富歩塾(富岡地区)

都呂々地区・・・いきいきサロン都呂々（都呂々地区）
にこにこサロン（都呂々1区）・げんき会（都呂々地区）
都呂々同好会（都呂々地区）・天竺サロン（都呂々4区）
脳いきスクール Tororo（都呂々地区）
全地区・・・脳いきいき教室

計30会場

④おしゃれフェスタの開催

◎高齢者が、身も心もおしゃれになることを通して、自分自身への関心を高めることで、社会参加の促進、精神面の活性化を図り、住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることを目的に実施する。

⑤ 高齢者の交通対策について

◎通いの場への送迎についての検討や、買い物弱者対策として移動販売の情報提供等を行う。

※移送事業について、令和4年度からモデル地区として鶴サロン（鶴地区）において実施しているが、令和6年度は、天竺サロンやげんき会（都呂々地区）等での実施を検討する。

(3) 母子・父子福祉事業

①天草郡母子寡婦福祉連合会活動への協力

◎天草郡母子寡婦福祉連合会総会、クリスマス会への協力、支援物資の配布協力

②ひとり親家庭へ、新入学児童入学準備金及び中学卒業生祝金支給

◎ひとり親家庭を対象に、小学校入学準備金及び中学校卒業祝金を贈呈する。

③ひとり親家庭親子ふれあい事業

◎中学生までの子供がいるひとり親家庭を対象に、親子ふれあい事業を実施する。
(親子ふれあい日帰り旅行など)

(4) 身体障害者福祉事業

①心身障がい児（者）保護者の会（ひまわりの会）への支援

②身体障害者福祉協会への補助

(5) 福祉啓発事業

①福祉レクリエーション大会の実施 6月8日〈第2土曜日〉

◎目的

苓北町民がレクリエーションを通して、コミュニケーションの輪を広げ、豊かで生きがいのある福祉社会の推進を図ることを目的に開催する。

◎開催場所 苓北町体育センター

◎内容 輪投げ大会、レクリエーション体験、脳トレ、健康チェック（体力測定）、事業紹介など

◎参加対象 苓北町民

◎運営（共催・後援）には、苓北町（役場福祉保健課）、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、公民館へ依頼

◎協力 こっば劇団（倉岳町のボランティア団体）

②福祉レクリエーション講座の開催

◎高齢者向けレクリエーション講座を開催することにより、レクリエーションリーダーが地域で広く活動することを目的として開催する。

（6）調査広報事業

①社協だよりの発行

◎年12回発行（町発行の「広報れいほく」中2ページ掲載）

・通いの場活動や地域包括支援センター事業の紹介、民生委員児童委員の活動に関することやシルバー人材センターなど、社会福祉協議会の事業に関する記事を掲載する。

②社協ホームページの運営

◎社協の定款及び事業計画（予算）、事業報告（決算）など、法律の規定に基づく公表のほか、社協からのお知らせや、事業内容を詳しく紹介する。

（7）生活福祉厚生事業

①福祉金庫貸付事業

◎貸付対象

町内在住の者が原則、緊急な支出に伴うもので遊興費以外のものを対象として貸し付ける。

◎貸付限度額（3万円）・償還（原則6か月以内で無利子）

◎連帯保証人（町内在住の者）

②福祉機器等リサイクル事業

◎目的・・・家庭で不要になったものの寄付を受け、必要な方に提供し、資源の再利用を目的とする。

（例 チャイルドシート・シルバーカーなど）

③チャイルドシート等貸与事業

◎チャイルドシートなど無料貸し出しの実施（貸出期間 原則6ヶ月）

④福祉用具無料貸出事業

◎高齢者のレクリエーションなどに使用するもの

（輪投げ、室内用グラウンドゴルフ、ハンドベル、紅白玉入れ用具など）

◎高齢者疑似体験セット、車イス

◎川畑式立体パズル

（8）ボランティアセンター事業

①地域ボランティア活動

- ◎ 苓北町ボランティア連絡協議会への運営協力
- ◎ 炊き出し訓練の実施や災害時を想定した訓練や研修会への参加
- ◎ 配食ボランティア(手作り弁当)
 - ・ 富岡女性の会が実施する手作り弁当配布事業に掛る経費を助成

② ワークキャンプ(体験学習)

- ◎ 小・中・高校生を対象とした福祉施設でのボランティア体験学習の実施

③ ボランティア育成講座の開催

(9) “社会を明るくする運動” 事業

① “社会を明るくする運動” における保護司会活動への協力

- ◎ “社会を明るくする運動” 苓北町推進委員会の開催(7月1日)
- ◎ 街頭チラシ配り
- ◎ 啓発のための、ポスター及び“社会を明るくする運動” のぼり旗設置(町内施設など)

(10) 心配ごと相談事業

① 一般相談

◎ 心配ごと相談所開設

- ・ 各地区公民館で年間6回実施(3地区×2回)
- ・ 他の相談会(人権相談や行政相談など)や専門相談(無料法律相談所)と重ならない月に実施(実施月の10日を基本日に実施)する。
- ・ 相談員: 民生委員児童委員、人権擁護委員、行政相談委員など

② 専門相談(弁護士)

◎ 無料法律相談所開設

- ・ 弁護士による無料法律相談所の開設、実施時期は7月、11月を予定(年2回)

(11) 法人後見事業

① 成年後見事業等の実施

- ・ 成年後見人等を受任し、関係機関と提携して実施する。

② 法人後見事業運営委員会等の開催

(12) 災害対応事業

① 災害ボランティアセンター設置及び運営に関しての町との協定締結

② 天草地域社協合同開催の訓練への参加

3. 受託事業

3-1 苓北町からの受託事業

(1) 地域包括支援センター事業

地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域において一体的に実施する役割を担う中核的拠点として、以下の業務を行う。

(介護予防・日常生活支援総合事業)

① 第1号介護予防支援事業

② 一般介護予防事業

- ・介護予防把握事業：総合相談支援業務との連携による把握等
- ・介護予防普及啓発事業：「認知症予防」「運動器機能向上」「低栄養」「口腔」をテーマにした教室・講演・相談会等開催
- ・地域介護予防活動支援事業：地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動である介護支援ボランティア活動の推進について、生活支援コーディネーターと連携を図り実施する

(包括的支援事業)

① 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者を除く）

② 総合相談支援業務

③ 権利擁護業務

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

※留意事項

- ・地域包括支援ネットワークの構築：生活支援体制整備事業の積極的関与
- ・地域ケア会議の実施

(包括的支援事業<社会保障充実分>)

① 「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」に積極的に関与し、地域包括支援ネットワークの構築を推進する

② 生活支援体制整備業務

(指定介護予防支援)

- ・センターに指定介護予防支援事業所を設置し行う介護予防支援（要支援者に対する予防給付のケアマネジメント）業務

(任意事業との関連業務)

- ・家族介護支援事業等との連携が重要であることから、これらの事業を効果的に推進するため当該事業実施者とセンターとの連携体制を構築する

(2) 子育て支援センター事業

① 子育て中の親子・親のみ・プレママ（妊婦）の交流の場の提供と交流促進

週5回（土・日・祝日及び年末年始以外）、子育て支援センターを開設し交流の場を提供する

※令和6年度からは月に1回程度土曜日を開所し、育児参加促進を図ることを目的とした休日講習会等を実施する

- ② 子育てに関する相談・援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供（支援センター通信「ひだまり」の発行、LINE やインスタグラムでの紹介等）
- ④ 子育てに関する講習等の実施
- ⑤ サポート事業の実施
 - ・親が病院受診等で子どもの面倒を見るものがない場合に、子どもだけを預る事業において、これまでの原則2時間を令和6年度からは開所時間の午前9時30分から午後3時までに延長する（利用料：1時間ごとに100円）

3-2 熊本県社会福祉協議会からの受託事業

(1) 生活福祉資金貸付事業

①資金の種類

●総合支援資金（失業者・困窮者など）

* 生活支援費 * 住宅入居費 * 一時生活再建費

●福祉資金（低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯など）

* 福祉費（生業を営む経費、技能修得費、住宅の増改築費、福祉用具等の購入費など）

* 緊急小口資金（一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用）

●教育支援資金（低所得者世帯）

* 教育支援費（高等学校、大学等に就学する費用）

* 就学支度費（入学の際に必要な経費）

●不動産担保型生活資金（高齢者世帯）

* 不動産担保型生活資金

【一定の居住用の不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金】

* 要保護世帯向け不動産担保生活資金（要保護の高齢者世帯）

【一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金】

●臨時特例つなぎ資金

* 離職者を支援する公的給付制度、又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は、貸付金の交付を受けるまでの生活費

●特例貸付債権管理事務業務

* 相談支援業務

借受人が市町村社協に来所、電話等により相談があった場合は、生活状況及び生活課題等に対する評価や分析を行い、他機関との連携による必要な支援へのつなぎ等を実施する。

*** 償還支援業務（令和6年度から）**

- ①償還開始となった後、一度も返済をしていない借受人へのアウトリーチ（訪問・電話等）を行う
- ②償還に困難を抱える世帯（償還猶予中の世帯を含む）への支援として、生活状況の把握や見守り支援等を行う

（2）地域福祉権利擁護事業

①福祉サービス利用援助事業（日常的金銭管理サービス）利用促進

●利用対象者

判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者、精神障がい者

●支援内容

福祉サービスの利用などの相談や日常的な金銭管理

（日用品等の代金支払い代行、福祉サービスの利用料や医療費の支払いなど）

●利用料 1時間までを基本とし、1回当たり1,200円（令和6年度から改正）

1時間を超えた場合は、30分毎に600円

生活保護世帯 無料

（3）生活困窮者等自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画書を作成し、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

●支援内容

- ①就労準備支援事業
- ②家計相談支援事業
- ③子どもの学習援助事業
- ④一時生活支援事業
- ⑤住居確保給付金

4. 共同募金配分金事業

（1）老人福祉活動

- ① 町老人クラブ連合会、地区老人クラブ連合会への助成
- ② ひとり暮らし老人友愛訪問費
- ③ おしゃれフェスタ運営費
- ④ サロン活動保険の加入
- ⑤ 赤い羽根共同募金ベンチ購入費

- (2) 障がい児・者福祉活動
 - ①身体障害者福祉協会への助成
 - ②福祉レクリエーション大会運営費
- (3) 児童青少年福祉活動
 - ①青少年育成のための助成（子供会、青少年育成町民会議）
 - ②黄色い帽子購入費
- (4) 母子・父子活動
 - ①天草郡母子寡婦福祉連合会への運営費助成
- (5) 福祉育成援助活動
 - ①貸出用チャイルドシートの購入
- (6) ボランティア育成活動
 - ① ボランティア連絡協議会への運営費助成
 - ② ボランティアグループへの助成等
 - ③ ボランティア育成講座開催費

5. 民生委員児童委員協議会活動推進

- (1) 会務の運営と財政管理
 - ① 事業計画への支援
 - ② 民生委員児童委員協議会会計の管理
 - ③ こども食堂の運営支援
- (2) ボランティア活動推進
 - ①あいさつ運動(小学校校区)
 - ②地域ふれあいいいきいきサロン活動(各地区月1回程度)
- (3) 委託業務活動促進
 - ①生活福祉資金取り扱い業務及び相談業務
- (4) 情報収集と調査活動促進
 - ①ひとり暮らし老人世帯調査など実施(年2回)
- (5) 委員の資質向上促進
 - ①研修会及び一泊二日の先進地視察研修の実施

(6) 地域福祉活動推進

- ①心配ごと相談事業の推進(相談員として年6回程度出席)
- ②要援護老人世帯への支援(ひとり暮らし老人世帯訪問 随時実施)
- ③「民生委員児童委員の日」の一斉PR活動

(7) 民生委員児童委員協議会互助共励事業

- ◎互助事業の運営及び会計管理
 - ①民生委員互助共励事業
 - ②全国民生委員互助共励事業

6. 苓北町共同募金委員会事業

- ①事業推進(共同募金運動の実施及び募金の周知など)
- ②会計管理(募金の受入れ、台帳管理)
- ③災害時支援(見舞金等の配布)

7. 日本赤十字社事業

- ① 事業推進(防災関連及び災害時の対応の周知など)
- ② 会計管理(日赤会費の募集、受入れ、台帳管理)
- ④ 災害時支援(見舞金、毛布等の配布)
- ④ 義援金等の受入・送金

8. シルバー人材センター事業

(1) シルバー人材センター運営(事務局)

- ①受注調整
 - ・受付(シルバー人材センター作業受付表)
 - ・調査(現場調査の上、見積り書作成)
 - ・会員への作業調整(作業内容により会員への請負依頼)
 - ・作業請求事務(作業終了後、作業代金請求書作成)
 - ・作業台帳記入
- ②会計管理
 - ・作業代金受入れ(領収)
 - ・就業会員への報酬配分金手続き
- ③苓北町シルバー人材センター会員向け講習会の開催
- ④新規会員の募集